二十五　法第四十二条の七第一項の権限
二十六・二十七　（略）
二十八　法第六十八条第一項（第九号イからチまで、第十号イからヘまで及び第十一号イからハまでに掲げる行為に係る協議に関する部分に限る。）、第三項及び第四項に規定する権限
二十九　（略）
三十　第十二条第二十七号の二の四、第二十七号の九、第二十九号の三十一又は第三十号に規定する権限
三十一　第十三条第一号（第十二条第二十七号の二の四、第二十七号の九、第二十九号の三十一に係る部分に限る。）に規定する権限
三十二　（略）
三十三　第十五条第一号（第十二条第二十九号の三十一に係る部分に限る。）又は第十六号に規定する権限

附　則

1　（略）

（削る）

（地種区分未定の特別地域内における行為の許可基準）

2　第九条の十二の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内において行われる行為（次項に規定する行為を除く。）については、当該行為が第二種特別地域内において行われるものとみなして、第十一条第一項から第二十六項まで及び第三十五項の規定を適用する。

（地種区分未定の特別地域内における森林施業の許可基準）

3　第九条の十二の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内の民有林において森林施業として行われる法第二十条第三項第二号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第十一条第十五項及び第三十五項の規定にかかわらず、森林法第五条第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものであることとする。

4　令附則第三項の規定による報告は、事務の処理後速やかに、次の各号に掲げる事務の種類ごとに、当該各号に定める事項を記載した書類を提出して行うものとする。

一　令附則第二項第一号及び第二号に掲げる事務並びに同項第三号に掲げる事務のうち届出の受理に関するもの　イ～ヘ　（略）

二　令附則第二項第三号に掲げる事務（前号に規定するものを除く。）及び同項第四号に掲げる事務　イ～ホ　（略）

三　令附則第二項第五号に掲げる事務　イ～ニ　（略）

5　令附則第二項第五号に規定する立入検査及び立入調査に係る法第三十五条第三項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第四による。

（新設）

二十・二十一　（略）
二十二　法第六十八条第一項（第六号イからチまで、第七号イからヘまで及び第八号イからハまでに掲げる行為に係る協議に関する部分に限る。）、第三項及び第四項に規定する権限
二十三　（略）
二十四　第十二条第三十号に規定する権限

（新設）

二十五　（略）
二十六　第十五条第十六号に規定する権限

附　則

1　（略）

（国立公園法施行規則の廃止）

2　国立公園法施行規則（昭和六年内務省令第二十五号）は、廃止する。

（地種区分未定の特別地域内における行為の許可基準）

3　第九条の二の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内において行われる行為（次項に規定する行為を除く。）については、当該行為が第二種特別地域内において行われるものとみなして、第十一条第一項から第二十六項まで及び第三十四項の規定を適用する。

（地種区分未定の特別地域内における森林施業の許可基準）

4　第九条の二の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内の民有林において森林施業として行われる法第二十条第三項第二号に掲げる行為に係る同条第四項の環境省令で定める基準は、第十一条第十五項及び第三十四項の規定にかかわらず、森林法第五条第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものであることとする。

5　令附則第四項の規定による報告は、事務の処理後速やかに、次の各号に掲げる事務の種類ごとに、当該各号に定める事項を記載した書類を提出して行うものとする。

一　令附則第三項第一号及び第二号に掲げる事務並びに同項第三号に掲げる事務のうち届出の受理に関するもの　イ～ヘ　（略）

二　令附則第三項第三号に掲げる事務（前号に規定するものを除く。）及び同項第四号に掲げる事務　イ～ホ　（略）

三　令附則第三項第五号に掲げる事務　イ～ニ　（略）

6　令附則第三項第五号に規定する立入検査及び立入調査に係る法第三十五条第三項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第六による。